

子ども家庭総合支援拠点の開設について

魚沼市子ども家庭総合支援拠点設置要綱

令和4年3月24日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定及び市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国の設置運営要綱」という。)に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、魚沼市子ども家庭総合支援拠点(以下「支援拠点」という。)を設置することに関し、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 支援拠点の実施主体は、魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とし、その機能を魚沼市子育て支援センターに置く。

(支援の対象者)

第3条 支援拠点における支援の対象者は、本市に住所を有する全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務の内容)

第4条 支援拠点の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。)及び要保護児童等(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。)並びに特定妊婦等(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。)への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整業務
- (4) その他の必要な支援業務

(職員の配置)

第5条 支援拠点には、前条に掲げる業務を行うため、国の設置運営要綱に定める子ども家庭支援員のほか、必要な職員を配置する。

2 責任管理者は、教育委員会事務局子ども課長を充てる。

(関係機関との連携)

第6条 支援拠点と魚沼市子育て世代包括支援センターは、関係機関と適切な情報共有及び役割分担を図り、連携するものとする。

(守秘義務)

第7条 支援拠点の職員が事業を行うに当たって知り得た情報については、当該事業遂行以外に用いてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

TOP > カテゴリ > 組織 > 教育委員会事務局 > 子ども課
TOP > カテゴリ > ライフイベント > 子育て > 子育て支援センター
TOP > カテゴリ > ナビ > 子育て・教育 > 悩み・相談

魚沼市子ども家庭総合支援拠点

公開日 2022年06月20日
最終更新日 2022年06月23日

子育てに関する悩みについてサポートします

魚沼市では令和4年4月から、子育て支援センター内に相談窓口を設置しました。相談窓口である魚沼市子ども家庭総合支援拠点は、18歳未満のすべての子どもとその家庭、妊産婦等を支援する総合相談窓口です。妊娠初期から子育て期においての、育児やしつけ、子育てに対する悩みや困りごとだけでなく、児童虐待や家庭内の問題などの相談に対し、必要に応じて各関係機関と連携をし継続的な支援を行います。一人で悩まずに、まずはご相談ください。

相談内容

< 18歳未満のお子さんがある家庭の方や妊産婦の方など >
例：子育てがづらい、育児に悩んでいる、子どもにイライラしてしまう、子どもの発達に心配、登校・登園を渋る、虐待の心配がある など
< 地域の方、専門機関の方など >
例：近所で子どもの泣き声や大人の怒鳴り声が頻りに聞こえる、子どもが夜一人で家にいる、家族の世話をしている など

相談時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

お問い合わせ、相談先

子育て支援センター
〒946-0011
新潟県魚沼市小出島900-4（魚沼市役所本庁舎となり）
TEL：025-792-6356
FAX：025-792-6314
E-mail：koshien@city.uonuma.lg.jp

記事へのアンケート

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

役に立ちましたか？ ※必須

役に立った 役に立たなかった

分かりやすかったですか？ ※必須

分かりやすかった 分かりにくかった

見つけやすかったですか？ ※必須

見つけやすかった 見つけにくかった

上記のアンケートの具体的な理由をご記入ください。

画像認証



更新

よみあげる

画像の文字を入力してください

確認画面へ

ツイート

いいね！ 0 シェアする

📅 ライフイベント
から探す

📍 目的から探す
SEARCH BY PURPOSE

🏠 組織から探す
SEARCH BY ORGANIZATION

情報がみつからないときは

> サイトの使い方

> 検索について

> 公共施設

> 手当・助成

> 悩み・困りごと

> 計画・報告

> イベント情報

> 様式ダウンロード

> 例規集

> サイトマップ > このホームページについて > 個人情報の取り扱い > 著作権・リンク > サイトの使い方 > アクセシビリティ

魚沼市

✉ 市へメールを送る

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地
電話番号：025-792-1000（代表） FAX：025-792-9500

開庁時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

休日窓口：毎月第1日曜日 午前8時30分～午後5時15分（本庁舎のみ）

魚沼市の木・花・鳥・魚



子ども家庭総合支援拠点への情報提供のお願いについて

年々増加する児童虐待と、新聞等で報道がされているような死亡事件等の社会問題化が背景にある中、厚生労働省が令和4年度末までに、18歳までのすべての子どもとその家庭（妊産婦を含む）を対象とした相談窓口等の機能を持つ、子ども家庭総合支援拠点を各市区町村に設置について努めることとされました。これを受け、令和4年4月に、魚沼市子ども家庭総合支援拠点を子育て支援センター内に開設しました。

子ども家庭総合支援拠点では、虐待に関わらず、子どもとその家庭等について、すべての相談を受け付けることとしており、特に各機関が連携しての対応が必要な事案については、その調整役を担うこととしています。

つきましては、日頃の訪問、相談、窓口対応等の関わりの中で通常の養育環境に比べ違和感があるなどの心配な事案がありましたら、子ども家庭総合支援拠点（子育て支援センター）まで情報提供いただきますようよろしくお願いいたします。

子ども家庭総合支援拠点の対応概略図

主訴：○近所で子どもの泣き声がある ○大人の怒鳴り声が頻繁に聞こえる
○登園・登校を渋る ○子育てがづらい ○育児に悩んでいる
○虐待の心配がある ○子どもの発達が心配 等々

発見 見守り

地域住民・民生委員児童委員

相談 通報

関係機関

○市民福祉部、教育委員会、学校、幼稚園、
こども園、保育園 ○その他の機関

相談 通報

情報共有

連携・協働
対応協議

当事者からの相談

支援等により知り得た情報

当事者からの
相談
支援等により
知り得た情報

子ども課子育て支援センター内 「子ども家庭総合支援拠点」

電話番号 025-792-6356